

栃木県における伝染性紅斑の発生動向について

栃木県保健福祉部感染症対策課
令和 7 (2025) 年 1 月 16 日

●県内における定点当たり報告数

	令和 6 (2024) 年							令和 7 (2025) 年	
	第 46 週 11/11- 11/17	第 47 週 11/18- 11/24	第 48 週 11/25- 12/1	第 49 週 12/2- 12/8	第 50 週 12/9- 12/15	第 51 週 12/16- 12/22	第 52 週 12/23- 12/29	第 1 週 12/30- 1/5	第 2 週 1/6- 1/12
	[9 週前]	[8 週前]	[7 週前]	[6 週前]	[5 週前]	[4 週前]	[3 週前]	[2 週前]	[前週分]
県内報告数	30	27	63	75	90	108	90	14	98
定点当たり	0.63	0.56	1.31	1.56	1.88	2.25	1.88	0.42	2.04

※上記の「県内報告数」は、県内で指定された小児科定点（48 医療機関）からの 1 週間当たりの患者報告数（人）を意味し、「定点当たり」は、1 週間に 1 定点医療機関からどのくらいの報告数（平均：人）があったかを表す数値です。

●第 2 週分の保健所管内別内訳

保 健 所	<u>宇都宮</u>	県西	県東	県南	県北	<u>安足</u>	<u>合計</u>
報 告 数	40	7	3	20	7	21	98
定点当たり	<u>3.64</u>	1.40	0.75	1.82	0.70	<u>3.00</u>	<u>2.04</u>

●保健所管内別報告数の推移（令和 6 (2024) 年第 51 週から令和 7 (2025) 年第 2 週まで）

	令和 6 年第 51 週		令和 6 年第 52 週		令和 7 年第 1 週		令和 7 年第 2 週	
	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり
<u>宇都宮市</u>	53	<u>4.82</u>	38	<u>3.45</u>	6	0.67	40	<u>3.64</u>
県 西	4	0.80	5	1.00	0	0.00	7	1.40
県 東	2	0.50	3	0.75	0	0.00	3	0.75
<u>県 南</u>	17	1.55	27	<u>2.45</u>	2	0.25	20	1.82
県 北	6	0.60	6	0.60	1	0.13	7	0.70
<u>安 足</u>	26	<u>3.71</u>	11	<u>1.57</u>	5	<u>1.25</u>	21	<u>3.00</u>

※伝染性紅斑の警報レベルについて

伝染性紅斑の警報レベルは、県内各保健所定点当たり 2 人以上の場合に該当し、終息基準値 1 人を下回るまで継続します。なお、注意報レベルの基準値は設定されていません。

下線 _____：警報レベルを超えた地区及び定点当たり報告数 [定点当たり 2 以上]
(終息基準値 1 を下回るまで継続される)
(国立感染症研究所の感染症発生動向警報システムによる)

各保健所管内小児科定点数及び担当区域（令和 6 年度）

- 県西健康福祉センター5：鹿沼市、日光市
- 県東健康福祉センター4：真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
- 県南健康福祉センター11：小山市、上三川町、下野市、野木町、栃木市、壬生町
- 県北健康福祉センター10：大田原市、那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町、
那須烏山市、那珂川町
- 安足健康福祉センター7：足利市、佐野市
- 宇都宮市保健所11：宇都宮市
- [合計 48]